

◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

平成31年4月7日執行の新潟市議会議員一般選挙中央区選挙区における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年9月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

裁 決 書

審査申立人 新潟市西区浦山1丁目4番2号
佐藤 幹夫

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年6月10日付けで提起された平成31年4月7日執行の新潟市議会議員一般選挙中央区選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨及び理由

1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、平成31年4月22日付けで新潟市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会が令和元年5月8日付けでこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における当選の効力を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てをしたものである。

2 審査の申立ての理由

その理由を審査申立書、反論書及び口頭意見陳述に従って要約すれば、次のとおりである。

(1) 申立人の過去5回の新潟市議会議員一般選挙（以下「市議選」という。）の得票数や、申立人の選挙運動等の状況及び申立人の取材による選挙情勢の分析等を踏まえると、本件選挙における申立人の得票数(439,306票)は異常に少なく、同姓候補者の佐藤耕一（以下「当該同姓候補者」という。）の得票数(4,939,693票)は異常に多い。

これらの状況から、開票ミスによって申立人の票が当該同姓候補者の票として集計された可能性がある。

(2) 191名という多数のスタッフが開票作業をしており、皆一生懸命作業をしているのでミスをしていても気づかない可能性が高く、また、開票当日は本件選挙と同日執行の新潟県議会議員一般選挙（以下「県議選」という。）の開票を行った後、本件選挙の開票を行ったため、本件選挙の開票が始まった頃には皆疲労しており、開票ミスが起こる条件はかなりあったと考えられる。

(3) 県議選の東区選挙区において、同姓候補者の票が13票混在するという開票ミスが発生したが、同様のミスが本件選挙でも起こる可能性がある。

(4) 市委員会は原決定において、具体的な証拠を求めているが、絶対的な証拠である投票用紙は市委員会が保管しており、他選挙において、選挙管理委員会の判断で投票用紙の再点検を行っている事例があることから、公職選挙法（以下「公選法」という。）の趣旨に則って、投票用紙を再点検すれば真実は明らかになる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを受理した後、市委員会からは弁明書及び関係資料を、申立人からは反論書の提出を受け、あわせて申立人に口頭による意見陳述の機会を設けるなど、慎重かつ厳正に審理を行った。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、申立人が主張する審査の申立ての理由について次のように判断する。

1 審査の申立ての理由(1)について

(1) 市委員会から提出を受けた関係書類等によると、以下の事実が認められる。

なお、平成15年までは新潟市選挙区（合併前）、平成19年以降は新潟市中央区選挙区の得票数を示したものである（小数点以下、省略）。

ア 申立人の過去の市議選及び本件選挙の得票数

平成3年1,865票、平成7年1,785票、平成11年2,126票、平成15年1,676票、平成27年1,472票、平成31年439票。

イ 当該同姓候補者の過去の市議選及び本件選挙の得票数

平成19年1,712票、平成23年2,620票、平成27年3,301票、平成31年4,939票。

(2) 申立人は、有権者に前回（平成27年）市議選を大幅に上回る枚数のリーフレットを新聞折込みするなどしたにもかかわらず、本件選挙における申立人の得票数が前回市議選と比べ1/3程度となったのは、開票ミスがあったとしか考えられないと主張する。

しかしながら、リーフレットの新聞折込み枚数の増加などの要因をもって、本件選挙の得票数が少なく、開票ミスが起こったと推測するには論理の飛躍があると言わざるを得ない。また、開票ミスを裏付ける具体的な根拠や証拠等も示されていないことから、当該主張は採用することができない。

(3) 申立人が行った関係者への取材によると、本件選挙においては有力な新人や、前回市議選で立候補をしていない当該同姓候補者のライバルが立候補したことにより、当該同姓候補者はもっと苦戦するはずであったとし、本件選挙における当該同姓候補者の得票数は多すぎると主張する。

しかしながら、当該関係者はあくまで個人的な見解を述べたに過ぎないことから、上記(2)と同様の理由により、当該主張は採用することができない。

2 審査の申立ての理由(2)について

(1) 市委員会から提出を受けた関係書類等によると、本件選挙における開票事務について、以下の事実が認められる。

開票事務は、同年4月7日午後9時00分から、新潟市体育館において、新潟市中央区選挙管理委員会によって選任された選挙長、候補者からの届出による選挙立会人10名、事務従事者合計191名により開始された。選挙長及び選挙立会人は一連の開票事務を監視しうるように配置されており、また、一般人も開票事務を参観することが可能であり、全体を確認できる状態にあった。

開票事務の流れは、おおむね次のとおりであった。

ア 開披分類係において各候補者の有効投票とされた投票は、第1点検係において、他の候補者の投票や無効投票が混入していないか点検され、その後、第2点検係で再度点検された。

イ 計数係で候補者別の100票単位に結束された投票は、効力決定表貼付係において500票単位に結束された後、選挙立会人10名及び選挙長に回付され、最終点検を受けた。

ウ 無効投票及び疑問票は、判定方針について選挙長及び選挙立会人の意見を聞いた後、審査係で分類し、点検・確認を経た後、結束して選挙立会人及び選挙長に回付され、最終点検を受けた。

エ 開票の結果は、投票総数63,248票、有効投票は61,840票、無効投票は1,408票であり、当該同姓候補者の得票数は4,939.693票、最下位当選人の得票数は2,649票、申立人の得票数は439.306票であった。

以上のとおり、開票事務に係る一連の手続は適正、適法に執行されたものと認めるのが相当であり、検証の結果、点検係、計数係及び効力決定表貼付係において同姓候補者の票を異なるラインで流すことにより、同姓候補者の票が混在しないよう対策していることが確認できた。

(2) 申立人は、開票ミスが起こる条件はかなりあったと主張するが、申立人の主張は推測の域を出ないものであり、上記(1)のとおり開票事務は適正、適法に執行されていること、同姓候補者の票が混在しないよう対策していること、市委員会から提出された選挙録によると選挙立会人及び選挙長は選挙録の記載が真正であることを確認して署名していること、また、開票ミスを裏付ける具体的な根拠や証拠等も示されていないことから、当該主張は採用することができない。

3 審査の申立ての理由(3)について

申立人は、県議選の東区選挙区で開票ミスが発生したが、同様のミスが中央区選挙区でも起こる可能性がある」と主張する。

この点、市委員会は弁明書において、「選挙立会人が開票作業の過程において有効投票の確認を行う中で13票の混入を見つけ、再点検を行ったものであり、有効得票数の算定に違法はない。」としている。

本件選挙における開票事務は、上記2(1)のとおり適正、適法に執行されているため、上記2(2)と同様の理由により、当該主張は採用することができない。

4 審査の申立ての理由(4)について

申立人は、他選挙において選挙管理委員会の判断で投票用紙の再点検を行っている事例があると主張するが、本件選挙とは無関係であり、申立人の主張は失当である。

また、申立人は、公選法の趣旨に則って投票用紙を再点検すれば真実は明らかになると主張するが、上記1、2及び3と同様の理由により、投票用紙の再点検を行うに足る合理的な理由は認められず、当該主張は採用することができない。

5 結論

以上のとおり、原決定を取り消し、本件選挙における当選の効力を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張は理由がない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和元年9月6日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

教示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。